

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和3年3月2日

照会者名 西村あさひ法律事務所

弁護士 若林 順子 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和3年3月1日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、X社は、建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受ける必要はない。

2 当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

「建設業」とは、元請、下請、その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいい、「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項別表第一の上欄に掲げる土木建築に関する工事をいう。建設業における「営業」は、営利の目的をもって同種の業務を継続的かつ集団的に行うことと解される。「継続的」は、現在の状況のみならず、過去の行為並びに将来の行為の予定及びその蓋然性も含めて判断されると考えられる。また、「集団的」とは企業活動全体をさしているものと解される。

建設業を営もうとする場合、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2で定める軽微な建設工事（建築一式工事にあつては、1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の工事にあつては、500万円未満の工事）のみを請け負う場合を除き、法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受ける必要がある。

照会のあった事実において、X社が行う行為が単に設備の安全対策工事を発注し、当該設備をY社へ売却することのみであれば、X社は建設業を営んでいるとはいえず、法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受ける必要はない。